

令和 7 年度第 3 回函館市教育振興審議会 会議録

日 時	令和 7 年 9 月 2 4 日（水） 1 8 : 3 0 ~ 1 8 : 5 0
場 所	函館市役所 8 階大会議室
出 席 （委員）	永澤委員，長谷川委員，小田委員，齊藤委員，山口委員， 秋山委員，向委員，間委員，佐藤 裕美委員，竹内委員， 木村委員，豊田委員（1 2 名）
（事務局）	堤学校教育部長， 上野学校教育部次長， 中田教育政策課長，田口主査，門脇主任（5 名）
傍聴者	なし

1 開会

（事務局）

ただいまから，令和 7 年度第 3 回函館市教育振興審議会を開催します。

審議会の進行につきましては，函館市教育振興審議会条例第 6 条第 2 項の規定により，会長が会議の議長となることとなっておりますが，委員委嘱後，初めての会議となりますことから，議事において，会長が選出されるまでの間，事務局で進行役を務めさせていただきます。

本日の会議につきましては，函館市情報公開条例第 2 1 条の規定に基づき原則公開となります。本日の議事等につきましては，非公開となる内容がないと考えられますので，すべての会議が公開となります。

会議終了後には，発言要旨を取りまとめた会議録を作成し，公表することとなっておりますので，ご承知おきください。会議録につきましては，後日，出席された委員全員に確認していただく予定であります。

本日の出欠の状況ですが，審議会委員 1 5 人中，1 2 人の委員の出席となっており，函館市教育振興審議会条例第 6 条第 3 項の規定により，半数以上の方にご出席いただいておりますので，会議が成立していることをお知らせします。

それでは，はじめに，函館市教育振興審議会の開会にあたりまして，函館市教育委員会学校教育部長の堤からご挨拶申し上げます。

（学校教育部長 挨拶）

続きまして，この度，ご就任いただきました委員の皆様と事務局の職員をご紹介します。

（審議委員および事務局職員を紹介）

2 議事

（1）会長，副会長の選出について

（事務局）

議事（1）「会長，副会長の選出」につきまして，事務局から説明いたします。

会長、副会長の選出につきましては、資料2「函館市教育振興審議会条例」第5条第2項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。

委員の皆様にお諮りいたします。ご意見等ありますでしょうか。

(山口委員)

会長につきましては、これまでと同様、学識経験者の方が適任であり、会長を経験しておられます永澤委員がよろしいかと思えます。副会長につきましても、これまでと同様、保護者の代表として、函館市PTA連合会会長である秋山委員にお願いしてはどうでしょうか。

(事務局)

ただいま、ご意見をいただきましたが、いかがでしょうか。

(委員)

－異議なし－

(事務局)

それでは、会長には永澤委員、副会長には秋山委員ということで、委員の皆様、ご承認いただける場合は、拍手をお願いいたします。

－拍手で承認－

(事務局)

ご承認ありがとうございます。

それでは、永澤会長、秋山副会長におかれましては、席の移動と一言ずつご挨拶をお願いいたします。

(会長)

《会長挨拶》

(副会長)

《副会長挨拶》

(事務局)

それでは、ここからの議事は、永澤会長をお願いいたします。

(会長)

それでは、議事(2)「専門部会委員の指名」につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

専門部会委員および部会長の指名につきましては、資料2「函館市教育振興審議会条例」第8条第2項および第3項の規定により、会長が指名することとなっております。

また、部会につきましては、資料3「函館市教育振興審議会運営要綱」第2条および第3条にありますとおり、教育委員会の各種施策や取組に対する調査審議を行う点検評価部会、学校の統廃合など再編に関わる調査審議を行う学校再編部会を置き、委員の人数は、点検評価部会が9人以内、学校再編部会が6人以内をもって組織することとしております。

(会長)

これまで、専門部会の委員の構成につきましては、「点検評価部会」においては、教育委員会の各種施策や取組に対する調査審議を行うことから、各分野から選出しており、「学校再編部会」においては、学校統廃合など再編に関わる調査審議を行うことから、教育職員や保護者、町会関係などの分野を中心に選出しておりました。

このような経緯を含めまして、専門部会委員について、次のとおり私から指名させていただきます。

点検評価部会につきましては、長谷川委員、小田委員、山口委員、清水委員、秋山委員、佐藤 穂乃果委員、佐藤 裕美委員、竹内委員、豊田委員の9人を指名し、部会長には、学識経験者であります長谷川委員を指名します。

学校再編部会につきましては、齊藤委員、向委員、間委員、丹内委員、木村委員、私、永澤の6人を指名し、部会長は、私、永澤が務めさせていただきます。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

(委員)

－異議なし－

(会長)

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門部会での調査審議について、よろしく願いいたします。

これで、本日の議事を終了いたします。

3 その他

(会長)

その他として、委員の皆様から何かありますか。

(委員)

－特になし－

(会長)

事務局から何かありますか。

(事務局)

今年度の審議会の日程についてですが、今後、必要に応じて開催する場合もございますので、ご承知おきください。

なお、前回の審議会でご意見をいただきました学校再編部会に代わる審議や意見の場についてですが、審議会における調査審議事項は、函館市教育振興審議会条例に規定されておりますことから、審議することにはなりません。来年度以降も毎年、審議会において、学校再編留保対象校に係る児童生徒数の推計等についての情報提供を行っていくことから、報告事項ではありますが、今後は委員の皆様のご意見を頂戴する場にしたいと考えております。

(会長)

前回、学校再編に関する事項は非常に重要な内容であることから、話し合いの場を設けた方がよいのではないか、というご意見をいただきました。

ただいま事務局から説明があったように、資料2「函館市教育振興審議会条例」第2条に「審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申する。」とあり、次に掲げる事項として、「(3) 教育機関の設置および廃止に関すること」と「(4) 通学区域の設定および変更に関すること」が明記されており、あくまでも教育委員会の諮問があつてはじめて、調査審議し、答申することとなっています。

これらの事項については、今後、時期はわかりませんが、必要に応じて諮問される可能性もあると考えられます。

また、函館市教育振興審議会条例第8条に記載のとおり、調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができ、諮問があつた場合には、学校再編部会で調査審議することになります。

さらに、函館市教育振興審議会運営要綱第4条のとおり、学校再編部会は必要に応じ、意見聴取会の開催や現地調査を実施することができますが、あくまでもこの要綱は函館市教育振興審議会条例に基づいた運営要綱であり、このような運営をすることできる、という説明であると考えます。

学校再編に関する事項は、函館市の教育にとって非常に大事な事項ですので、報告事項の場などで意見を交わしていき、それを基に、またその内容が教育委員会としての諮問事項になるかもしれないというように解釈をしましたが、よろしいでしょうか。

(事務局)

会長の説明のとおり、報告の場を設けさせていただき、委員の皆様からその場でご意見をいただければと考えております。

(会長)

学校再編留保対象校に係る児童生徒数の推計等についての情報提供時に合わせてご意見をいただくということになります。皆様、よろしいでしょうか。

(委員)

－異議なし－

(会長)

その他、委員の皆様から何かありますか。

(委員)

－特になし－

4 閉会

(会長)

本日は委員の皆様の御協力により滞りなく終了することができ、感謝申し上げます。

以上をもちまして、令和7年度第3回函館市教育振興審議会を終了いたします。